

長土塀・長和会地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	長土塀・長和会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長町3丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.7ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、藩政期には、加賀八家（加賀藩重臣）のひとつである村井家の下屋敷として、村井家に仕える家臣の居住地があった歴史ある地区である。現在も藩政期の通りが残り、大野庄用水の潤いと共に、文教地区として良好な住環境が形成されている。</p> <p>今後も本地区の歴史性を重視し、周辺環境と調和した落ち着いた落ち着きのある住環境の維持を図ることで、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>快適で良好な住環境を保全し、子供からお年寄りまで安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。</p>
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(8)については、平成30年8月2日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (2) 自動車教習場、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4) 自動車車庫で床面積の合計が150㎡（建築物に附属する自動車車庫にあっては、床面積の合計（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が200㎡以下の場合は、当該床面積の合計）が200㎡）を超えるもの又は2階以上の部分をその用途に供するもの (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (9) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの

<p>建築物等の形態 又は意匠の制限</p>	<p>(広告物等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等を設置する場合（変更する場合も含む。）は、事前に長和会まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と協議しなければならない。 2 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとし、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの（第2号及び第3号に係るものを除く。）はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) のぼり、旗状の広告物でないもの (5) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (6) 独立広告物の高さが3 m以下のもの (7) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1 m以内のもの (8) 広告物1面当たりの表示面積が2 m²以下のもの (9) 広告物全体の合計表示面積が5 m²以下のもの
<p>土地利用等の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者も含む。）は、事前に協議会と協議しなければならない。 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (2) 夜間に管理人が常駐しない施設にあつては、夜間の連絡先を協議会へ通知する。 (3) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (4) 地域の振興を図るため、協議会への加入等により相互協力するよう努める。 (5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないように努める。 (6) 定期的な美化清掃に努める。 (7) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があつたときは、誠意をもって対応する。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。 (11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。 (13) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 (14) 新たに自動販売機を設置してはならない。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成30年8月2日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。